



ALCパネル吊クランプ PAC 260

押出成型板吊クランプ PSC 260

取扱説明書

- この取扱説明書は、クランプの基本的なご使用方法および扱い方について説明しております。ご使用前によくお読み頂き、安全作業のため使用上の注意を守って正しくお使い下さい。

SUPERTOOL

スーパークランプのご使用について

このたびはスーパークランプをお買い上げ頂きまして誠にありがとうございます。スーパークランプは鋼材および加工品等の運搬用として開発された省力吊具です。

正しいご使用のお願い

作業の安全と能率を高めるため、本書の取り扱い要領を充分にご理解頂いた上で、安全にご使用下さいますようお願い致します。

最高の能率と経済性

細かい点にまで配慮されたスーパークランプの持つ高度な機能と合理性および用途の広さは最高の能率と経済性を発揮します。

安全性には格別の配慮

特に安全面については、最大容量の3倍(または2倍)の荷重による引張試験など、十分な安全性を求めるとともに製品個々に製造番号を付記するなど、格別な配慮を致しております。

「生産物賠償責任保険」付き

スーパークランプは万一に備え通常の使用条件の下で品質上の欠陥により発生した損害に対し、総額「最高5億円」のお支払いのできる「生産物賠償責任保険」に加入致しております。ただし故意・使用法の誤り(不安全行為)・クランプの消耗により発生した損害は補償の対象となりませんので、ご注意下さい。なお、本クランプに添付されている生産物賠償責任保険登録書(返信はがき)に所定の項目を記入の上、必ずクランプご使用前に郵便ポストへ投函して下さい。(日本国内のみ有効です。)

安全上のご注意



玉掛け用クランプをご使用になる前に、必ずお読みください。

玉掛け用クランプ（以下、クランプという）の使い方を誤ると、吊り荷の落下などの危険な状態になります。

ご使用前に、必ずこの取扱説明書を熟読し、正しくお使い下さい。



クランプを購入され使用される事業主はもとより、作業される方に『クレーン等安全規則』『玉掛け用クランプの作業マニュアル』『貴社の作業基準』などを教育し、作業される方が、クランプの知識・安全の情報・そして注意事項の全てについて習熟されたことを確認の上、作業に従事させて下さい。

この取扱説明書に使用する注意事項を下記『危険』『注意』の2つに区分しています。


	危険	取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、死亡または重傷を受ける可能性が想定される場合。
	注意	取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、中程度の傷害や軽傷を受ける可能性が想定される場合、および物損的損害が想定される場合。

なお、**△注意**に記載した事項でも、状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。いずれも重要な内容が記載されていますので、必ず守って下さい。

●記号の説明

・ 記号は、危険・注意を促す内容がある事を告げるものです。図の中に具体的な注意内容が記載されています。

 記号は、禁止の行為であることを告げるものです。
禁止

 記号は、行為を強制したり、指示したりする内容を告げるものです。図の中や近傍に具体的な指示内容が記載されています。
指示




(右図の場合は2点吊り)









2点吊り

※ お読みになった後は、お使いになる方がいつでもご覧になれるところに必ず保管して下さい。







1. 取り扱い全般について

 危険	
<ul style="list-style-type: none">●取扱説明書、および注意タグまたは注意銘板の内容を熟知しない人は使用しないで下さい。●法定資格のない人は、絶対にクレーン操作、玉掛け作業をしないで下さい。（クレーン等安全規則第221条・第222条）●吊り上げ運搬中や反転作業中には、吊り荷の落下、転倒範囲内に立ち入らないで下さい。（クレーン等安全規則第28条・第29条）●玉掛け作業以外には、使用しないで下さい。	 禁止
<ul style="list-style-type: none">●作業開始前の点検や定期点検を必ず実施して下さい。（クレーン等安全規則第217条・第220条）	 指示



2. 作業前の確認について





 危険	
<ul style="list-style-type: none">●作業方法に適合しないクランプは、使用しないで下さい。●クランプの変形、亀裂、作動不良、摩耗など異常のあるものは使用しないで下さい。●吊り荷の条件が次の場合は、クランプを使用しないで下さい。（ぜい性材、高硬度材、および低硬度材や強度の著しく低い材料、つかみ部の勾配が抜け勝手に8°を超える部材）	 禁止
<ul style="list-style-type: none">●クランプ本体に表示された型式、最大容量、クランプ範囲、定期点検済表示を確認して下さい。●吊り荷の荷重が、使用するクランプの最大容量の許容範囲内であること。●吊り荷の板厚が、使用するクランプのクランプ範囲内であること。	 指示
 注意	
<ul style="list-style-type: none">●環境の条件が次の場合は、クランプを使用しないで下さい。（吊り荷の温度が150℃以上の高温、および-20℃以下の低温、酸・アルカリ等の溶液中、および雰囲気中）	 禁止
<ul style="list-style-type: none">●クランプに使用するスリングは、玉掛け作業に適合したものを使用して下さい。	 指示

3. 使用方法と玉掛け作業について






 危険	
<ul style="list-style-type: none"> ●1点吊りで、クランプを使用しないで下さい。(専用品・特注品を除く) ●クランプで、次のような吊り方は使用しないで下さい。(重ね吊り、当て物吊り、段吊り、共吊り、および横つかみ吊り) ●クランプで、鋼矢板の引き抜き、およびそれらの立吊り作業をしないで下さい。 ●強風時、危険が予想される場合は、クランプを使用しないで下さい。 ●油圧ショベルでは、クランプを使用しないで下さい。 (玉掛け作業に適したフック等を装備した場合は、「労働安全衛生規則第164条」および「労働基準局通達基発 542号」によること。) 	 禁止
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプの取り付けは、2個以上のクランプでバランスを保つ位置に取り付け、吊り荷の安定を図るようにして下さい。 	 2点吊り
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプの吊り角度、および掛け幅角度は、型式にあった規定の角度以内であること。 ●クランプの開口部の奥まで、吊り荷を差し込んで下さい。 ●ロック装置付きのクランプを使用する場合は、必ずロックを掛けて使用して下さい。 	 指示
 注意	
<ul style="list-style-type: none"> ●吊り荷のつかみ部に、油、塗料、スケール、サビ等の付着物がある場合は、使用しないで下さい。 ●クランプを投下したり、引きずったりしないで下さい。 	 禁止

4. クレーンの操作について

 危険	
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプの最大容量を超える吊り荷は、絶対に吊らないで下さい。 ●吊り荷やクランプに、衝撃荷重が働くようなクレーン操作はしないで下さい。 ●クランプで吊った荷に、人は乗らないで下さい。また、人の乗る用途には、絶対に使用しないで下さい。 ●クランプで、地球吊りをしないで下さい。 ●吊り荷を吊り上げ中に、クランプのロックを開放しないで下さい。 ●吊り荷から取り外したクランプを、再度吊り荷に引っ掛けたり、隣接の部材に当てたりしないで下さい。 	 禁止

<ul style="list-style-type: none"> ●クレーンで巻き上げる時、吊り環に荷重が掛かった時点で、一旦停止して、安全確認(差し込み深さ、ロック状態)をして下さい。 ●着地前に一旦停止して、次の事項を確認して下さい。(吊り荷の傾き、転倒、および着地場所とその周辺の安全確保) 	 指示
 注 意	
<ul style="list-style-type: none"> ●吊り荷を引きずるようなクレーン操作はしないで下さい。 ●クランプで吊り荷を吊ったまま、クレーン(巻き上げ機等)の運転位置から離れないで下さい。 	 禁止
<ul style="list-style-type: none"> ●クレーンの巻き上げ・巻き下げは、静かに丁寧に行って下さい。 	 指示

5. 保守点検・保管・改造について

 危 険	
<ul style="list-style-type: none"> ●クランプ、および付属品の改造は、絶対にしないで下さい。 ●クランプ、および付属品に溶接、加熱などをしてしないで下さい。 ●当社純正部品以外は、絶対に使用しないで下さい。 ●修理が必要なクランプは、別の場所に保管し、誤って使用されないようにして下さい。 	 禁止
<ul style="list-style-type: none"> ●保守点検、修理は、事業者が定めた専門知識のある人が行って下さい。 ●保守点検で異常があった時は、そのまま使用せず、ただちに補修、または廃棄して下さい。 ●クランプの可動部、カム、パッド等にかみ込んだ塗料・汚泥等を除去して下さい。 	 指示
 注 意	
<ul style="list-style-type: none"> ●保守点検、修理をする時は、必ず空荷(吊り荷がない)の状態で行って下さい。 ●保守点検、修理をする時は、点検作業中の表示(『点検中』など)を必ず行って下さい。 ●クランプの回転部分(ピン回り)・ガイド溝等、摺動部に必ず注油して下さい。 ●クランプは必ず室内に保管して下さい。 	 指示

【ご 注 意】 分解・組み立てに伴う検査項目・点検基準は、取扱販売店、または当社営業所までご用命下さい。

ハウジング用 パネル吊クランプ

PAC 260 PSC 260

■ 用 途

ハウジング用パネルの吊り上げ、移動、施工作业に最適です。

品 名	品 番	用 途
ALCパネル吊クランプ	PAC260	軽量気泡コンクリートパネル（ALC板）の吊り上げ、移動、施工作业に最適です。
押出成型板吊クランプ	PSC260	押出成型セメント板の吊り上げ、移動、施工作业に最適な吊クランプです。

■ 特 長

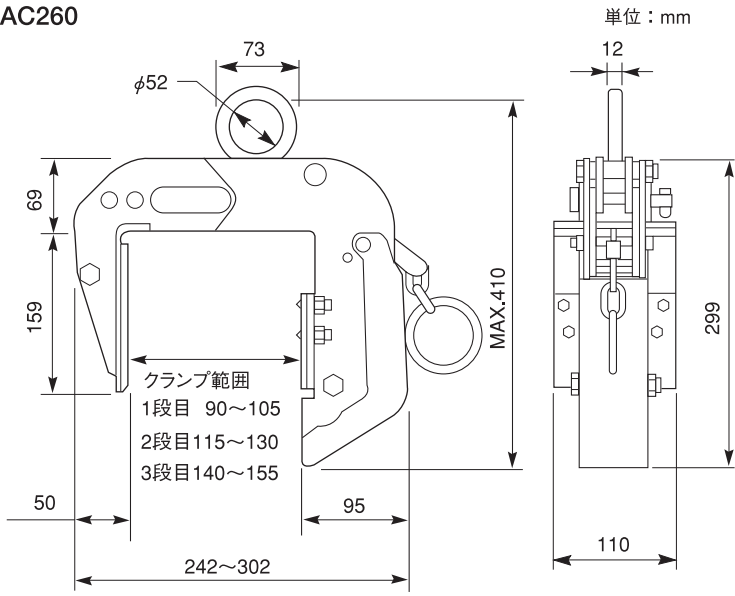
1. 小型、軽量で使い易さは抜群です。
2. 吊り上げ荷重に比例して締付力が増加し強固にクランプします。
3. クランプ範囲が広く、調整プレートピンの差換により、簡単にクランプ範囲の調節が行えます。
4. 可動パッド（パネルのクランプ部）にスパイクを取り付けているため、パネルと吊クランプのズレがなく安全に作業できます。
5. 固定パッドにウレタンゴムを使用しており、パネルの表側には傷が付きません。
6. 遠隔操作により締付けロックが解除できますので作業効率が上がります。
7. 引っ掛け防止カバー付で足場等にクランプが引っ掛りにくく、特にパネルの吊り降し作業が安全です。
8. 安全フックボルト付で吊具本体に二重安全のためのスリングベルトが取付けられます。

■ 仕 様

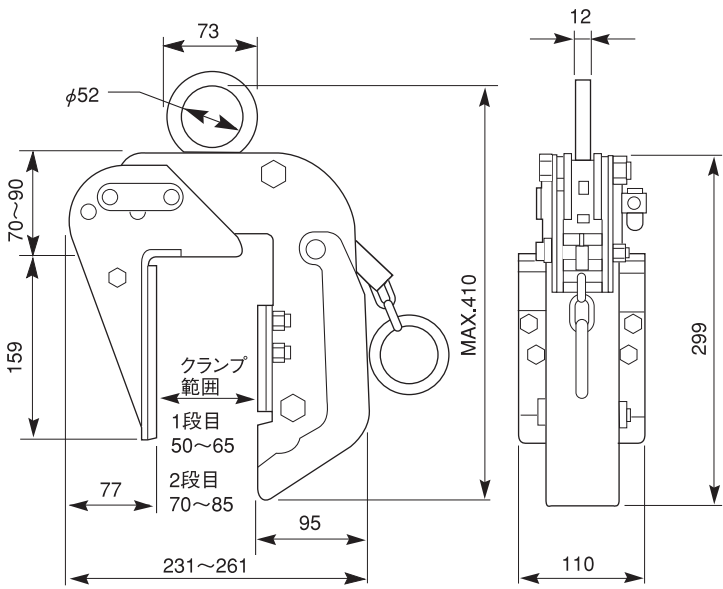
品名・品番	容 量	クランプ範囲 (ピン差し替え式)	製品質量
ALCパネル吊クランプ PAC260	260kg	1 段目 90~105mm 2 段目 115~130mm 3 段目 140~155mm	6.9kg
押出成型板吊クランプ PSC260	260kg	1 段目 50~65mm 2 段目 70~85mm	6.9kg

主要寸法図

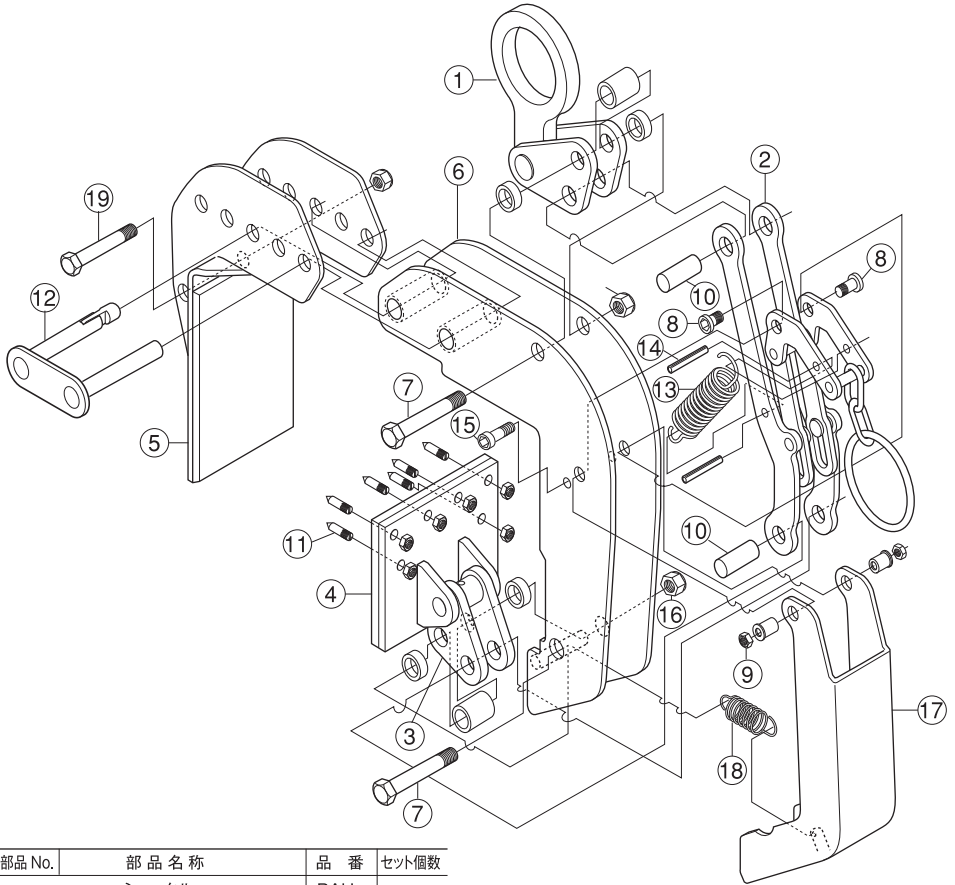
●PAC260



●PSC260



■PAC260部品名称

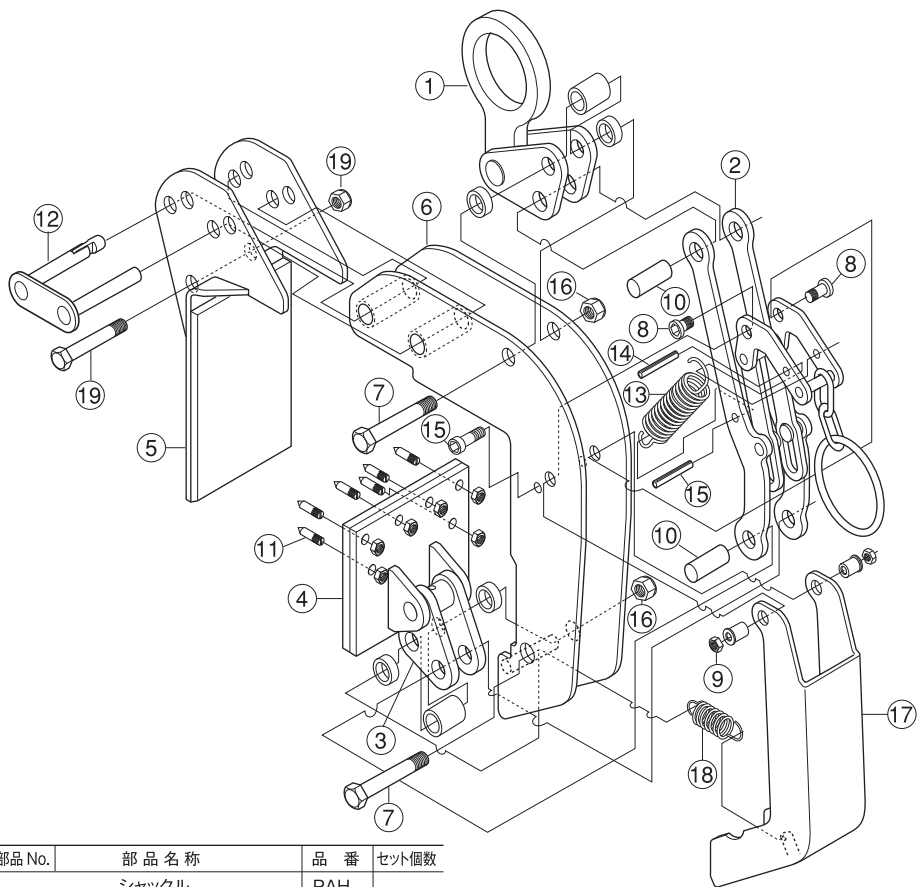


部品 No.	部品名称	品番	セット個数
シャックル			
1	シャックル	PAH	1
7	ボルト(カラー調短付)	PACH	1
16	Uナット	PACN	1
ロックレバーリンク			
2	ロックレバーリンク	PAF	1
8	六角穴付皿ボルト(カラー座金付)	PACD	2
9	Uナット		2
10	ピン	PACP	1
13	ロック用ばね	PACS	1
14	スプリングピン	PACA	1
15	六角穴付ボルト	PACB	2
可動バット			
3	カムリンク(ピンカラー付)	PACT	2
7	ボルト(カラー長短付)	PACN	1
16	Uナット		1
10	ピン	PACP	1
4	可動バット	PACE	1
11	スパイク部	PACG	6

部品 No.	部品名称	品番	セット個数
固定バット(PAC260用)			
5	固定バット	PAR	1
19	安全フックボルト・ナット	PACV	1
12	調整プレートピン	PACK	1
カバー			
17	カバー	PACJ	1
18	カバー用ばね	PACL	1
ロープ(共通)		PACU260	1

※⑥は本体のため、販売の対象外です。

■PSC260部品名称



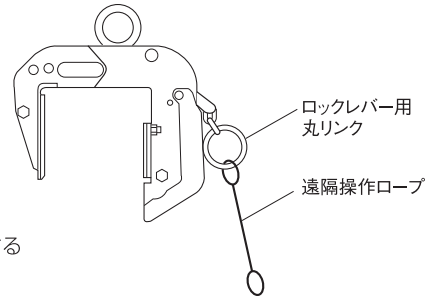
部品 No.	部品名称	品番	セット個数
	シャックル	PAH	
1	シャックル	PACH	1
7	ボルト(カラー・調短付)	PACN	1
16	U ナット		1
	ロックレバーリンク	PAF	
2	ロックレバーリンク	PACF	1
8	六角穴付皿ボルト(カラー・座金付)	PACD	2
9	U ナット		2
10	ピ ン	PACP	1
13	ロック用ばね	PACS	1
14	スプリングピン	PACA	1
15	六角穴付ボルト	PACB	2
	可動バット	PAE	
3	カムリンク(ピンカラー付)	PACT	2
7	ボルト(カラー・長短付)	PACN	1
16	U ナット		1
10	ピ ン	PACP	1
4	可動バット	PACE	1
11	スパイク部	PACG	6

部品 No.	部品名称	品番	セット個数
	固定バット(PSC260用)	PSR	
5	固定バット	PSCR	1
19	安全フックボルト・ナット	PSCV	1
12	調整プレートピン	PACK	1
	カバー	PAJ	
17	カバー	PACJ	1
18	カバー用ばね	PACL	1
	ロープ(共通)	PACU260	1

※⑥は本体のため、販売の対象外です。

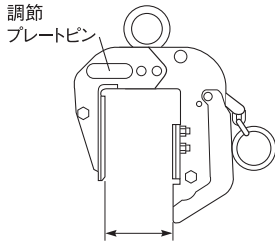
■使用方法

1. 遠隔操作ロープを吊クランプに取り付ける場合は、右図のように取り付けて下さい。

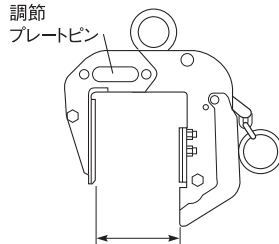


2. 吊クランプを使用されるパネルの厚みに合わせて、クランプ範囲を調節プレートピンの差換え移動により、調節して下さい。なお、調節ピンの差換えは、十分にピンを本体に差込んでトグルヘッド部が屈折するまで外に出して下さい。

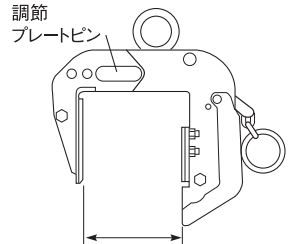
●PAC260



クランプ範囲 (1) 90~105mm

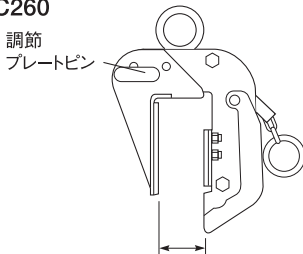


クランプ範囲 (2) 115~130mm

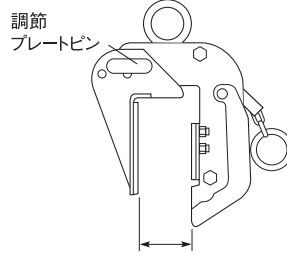


クランプ範囲 (3) 140~155mm

●PSC260

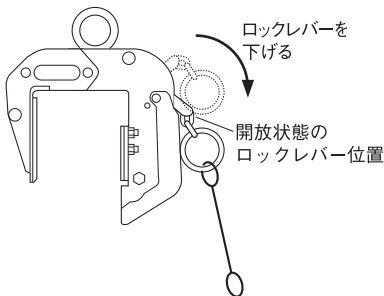


クランプ範囲 (1) 50~65mm



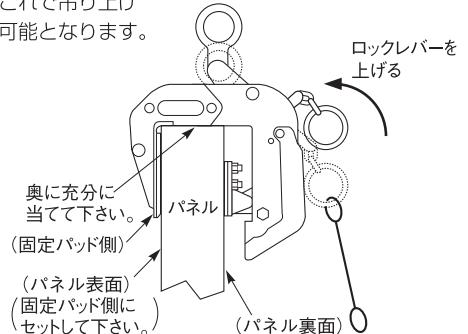
クランプ範囲 (2) 70~85mm

3. ロックレバーを下におろし、クランプが開放状態になっているか確認して下さい。

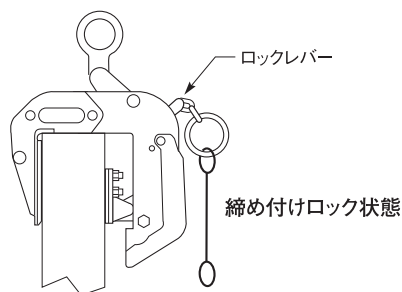


4. 開放状態のまま、吊クランプの開口部奥にパネルの上面が当たるまで差し込み、この状態のままロックレバーを上げ、ロック状態にして下さい。

これで吊り上げ可能となります。



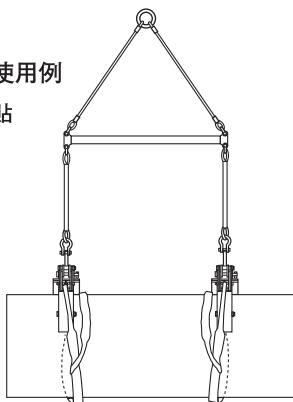
5. ロックレバーがロック状態にあるか確認後クレーンを上げ、パネルを所定の場所に搬送して下さい。なお吊り上げは、天秤 (PSB) を使用し2点吊りにて使用して下さい。



6. 吊具本体に二重安全のためのスリングベルト取付用のフック部を設けてあります。作業をより安全に行なうためご利用ください。尚このフック部は安全のための補助フック部です。単独での使用はしないで下さい。(スリングベルトはお客さまにてご用意下さい。)

天秤使用例

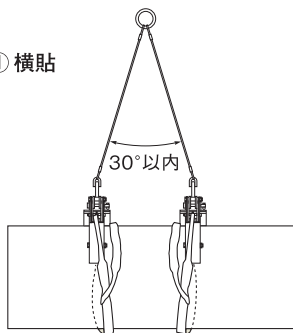
① 横貼



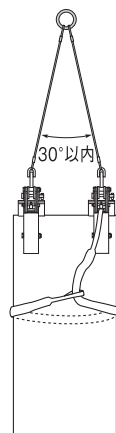
天秤を使用しない場合の使用例

吊具本体の安全フックボルトに二重安全のためのスリングベルトを取付けて下さい。

① 横貼

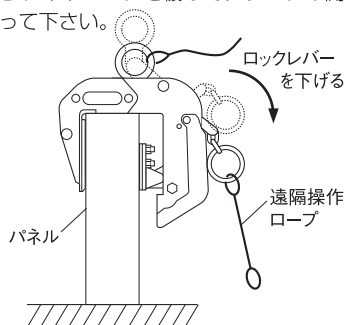


② 立貼



7. パネルを所定の位置に搬送後クレーンを下し、パネルが完全に着地していることを確認して下さい。

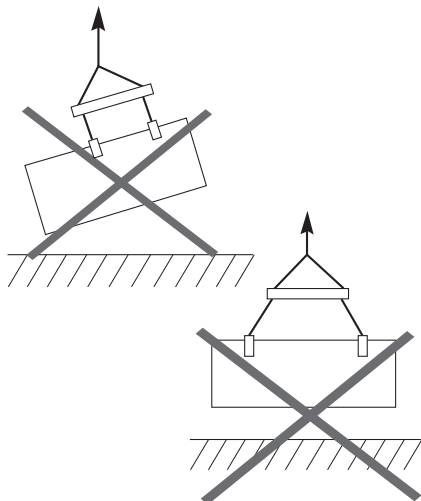
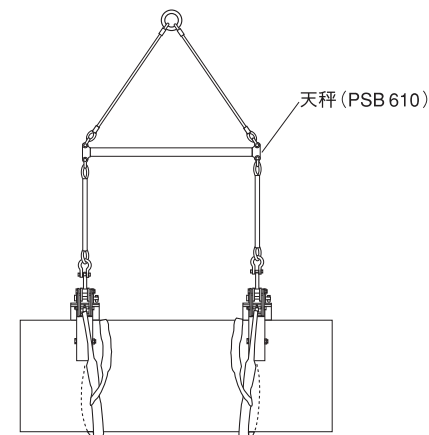
8. クレーンを下げ、ワイヤロープが十分に緩んだ状態にしロックレバーを下に引くと、開放状態になります。(下げがたらない時はロックが開放出来ません。) なおパネルは仮止め等にて取り付けてからワイヤロープを緩めてクランプの開放を行なって下さい。



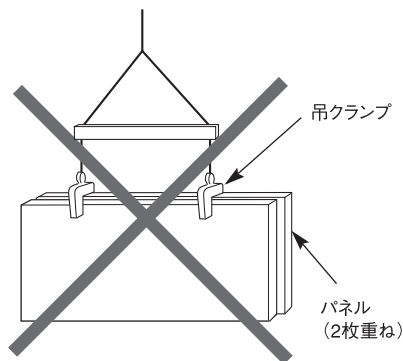
9. 次の作業に移る場合はクランプ範囲を確認の上、再度3.の手順より作業を行なって下さい。

取扱注意事項

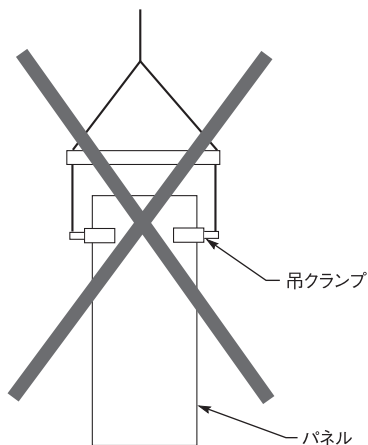
1. 吊り上げ作業中は、落下事故等为了避免のため危険範囲内に入らないで下さい。
2. クランプ範囲外の厚み寸法のパネルを吊り上げないで下さい。
3. 吊上げ物の重量を確認し、吊クランプの容量以上のものには使用しないで下さい。
4. 吊クランプのセット位置は必ずワークの中央、重心を吊り上げて下さい。なお吊り上げは必ず2点吊りにし、可能な限り天秤 (PSB610) を使用して下さい。



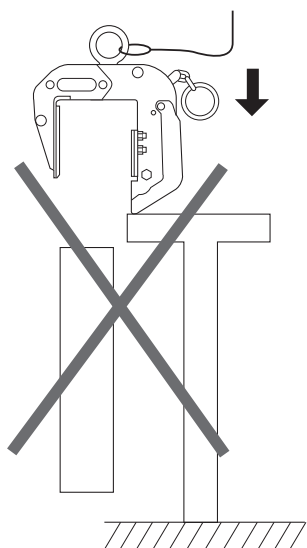
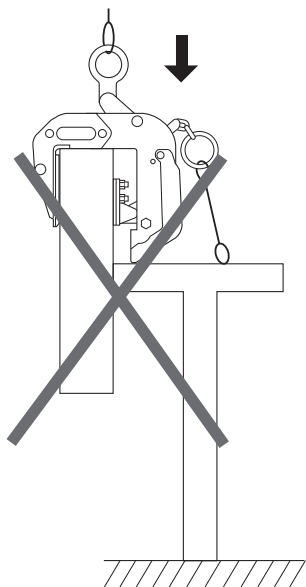
5. パネルの重ね吊りは出来ません。重ね吊りはパネルの落下事故の原因となります。必ず1枚吊りにて作業して下さい。



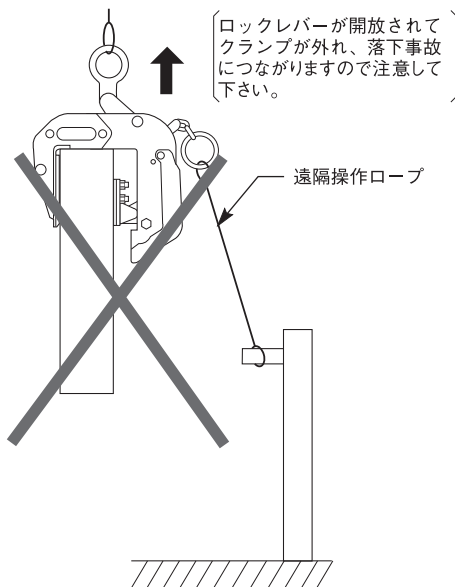
6. パネルの横つかみは厳禁です。クランプの締付力が働かなくなり危険です。



7.吊り上げ作業中は、吊クランプや吊り上げ物を他の物に当てたり、引っ掛けたりしないで下さい。（特に吊り下し作業中にご注意下さい。）衝撃やロープの緩みで落下事故の原因となります。

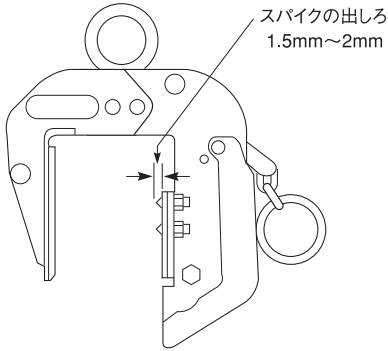


8.吊り上げ及び吊り下し作業中に遠隔操作ロープが足場等の障害物に引っ掛からないよう、充分に注意して下さい。

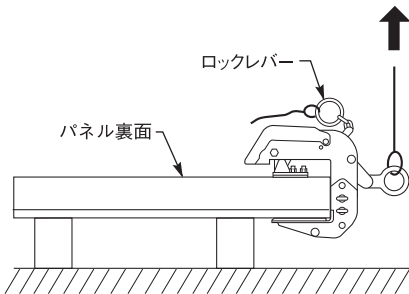


9.パッド及びパネル（吊上物）に水、氷、雪、油、砂、泥等が付着した状態で使用しないで下さい。

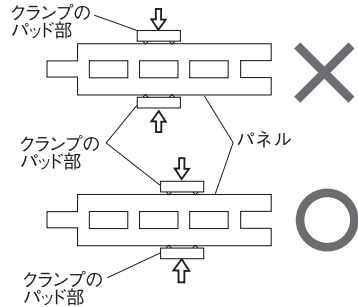
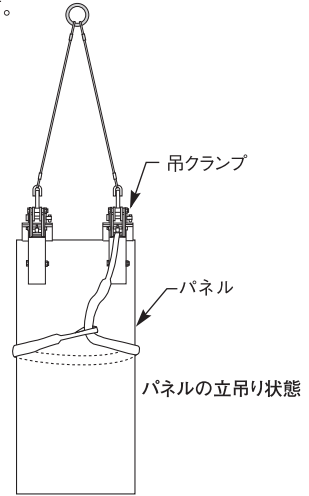
10. 可動パッド側のスパイクの出しろは、1.5～2mmにして下さい。



11. ガス切断や溶接等による、使用者独自による改造はしないで下さい。
12. ロックレバーをロックの状態にする時は、必ずパネルを挟んでから行ない、ロックレバーと本体との間に手や指を挟み込まないように充分注意して下さい。
13. 引き起しの時、クランプの取り付けはロックレバー側が上になる様にして下さい。



14. 押出成型板を立方向に吊り上げる時には、クランプのパッドの当り面に杵柱が入っているかどうか確認して下さい。杵柱が入っていない所をつかむとパネルの破損や落下の原因となります。



15. 片面タイル張りのパネルを吊り上げる場合は、必ずスパイクのついていない固定パッド側をタイル面(パネル表面)にセットしてクランプして下さい。パネルの両面が金属及びタイル等スパイクが食込まないパネルには使用しないで下さい。パネルの落下事故の原因となりますので注意して下さい。

16. 各部の作動に異常がないか日常点検を行なって下さい。

■吊クランプの管理及び点検

1. 吊クランプの管理方法

吊クランプは、過酷な使用条件にも能率的に安全作業が出来るためには、日常の管理が大切です。そのためには次の事項を守って下さい。

- (1) 吊クランプの使用条件を明示し、管理して下さい。
- (2) 保管場所は屋内とし、屋外に放置しないで下さい。
- (3) 次の点検をし、完全な状態で保身に注意して下さい。
 - (イ) 作動状態
 - (ロ) パッド及びスパイクの摩耗
 - (ハ) 本体の変形や歪
- (4) 使用中または、点検時に発見した危険な吊クランプは、故障修理箇所等を明示の上、良品と区別し早急に整備して下さい。
- (5) メーカーの点検は必ず受けるようにして下さい。
- (6) ボルトやピン等の作動部には毎週1回は注油して下さい。(但し、パッドのウレタンゴムの表面に油がかからない様に注意して下さい。ワーク落下の原因につながる恐れがあります。)

2. 定期点検

定期点検整備基準に基づき、定期的に検査を実施して下さい。吊クランプをご使用いただく使用条件等によって、機能や寿命が大きく異なってきます。従って使用者によって効果的な取扱基準、点検基準を作成し自主的に実施して頂くことをお奨めします。そのためには、スーパー吊クランプの点検基準を参考にぜひ徹底した管理保全により、安全確保を期されます様をお願いします。異常が発見されたなら、異常箇所を明記の上、メーカー点検を受けられます様お願い致します。基準作成にあたり次の事項にご留意下さるよう希望します。

- (1) 取扱基準
 - (イ) 使用基準(吊り荷の形状、作業方法による)の作成
 - (ロ) 取扱使用上の注意事項の徹底
 - (ハ) 現場チェックの義務づけ

(2) 定期点検基準

- (イ) 定期点検実施日の確立
- (ロ) 点検整備方法の確立
 - a) 点検実施の時期
 - b) 点検責任者
 - c) 点検実施場所
 - d) 点検、検査の用具
 - e) 使用限界の確立
 - f) 補修の場合の処置と方法の明示

3. メーカー点検の方法

弊社では次のような方法で点検を行っております。

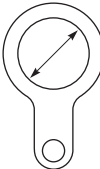
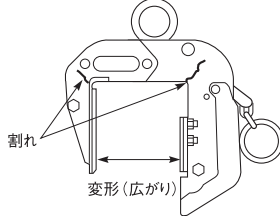
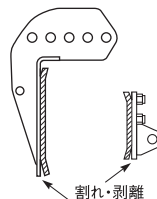
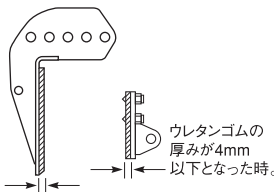

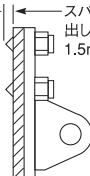
- (1) 作動状態のチェック
- (2) パッドの摩耗
- (3) スパイクの摩耗
- (4) 本体の変形や歪のチェック
- (5) シャックルの歪のチェック
- (6) ボルト、ピン、リンク、ばね等の状態チェック
- (7) その他点検基準による検査項目のチェック

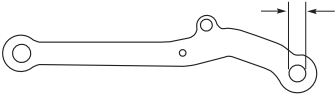
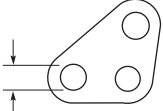
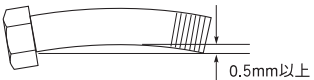
■ 日常点検

作業の安全と能率低下を防ぐためにも、日常の点検と手入れを実施して下さい。

1. 本体やパッド・シャックル各部に傷及び割れ等の損傷がないか。
2. ボルト・ナットやピン類の取付状態はよいか。
3. 各部の作動及び注油の状態はよいか。
4. パッドの摩耗や欠損の有無。
5. スパイクの摩耗や欠損の有無。
6. その他点検基準を参照下さい。

■点検基準

項目	点検方法	使用限界	主な不良原因	処置
シャックル	●シャックル穴径の測定	●1mm以上の変形があった時。 	●オーバーロード。	取替
本体	●割れ・変形の目視検査	●目視にて、割れ・変形が確認された場合。 	●オーバーロード。 ●落下等による衝撃。	廃却
パッド	●ウレタンゴムの割れ、剥離の目視検査	●目視にて、割れ・剥離が確認出来た時。 	●オーバーロード。 ●パッド平面以外での使用。	取替
	●ウレタンゴムの摩耗厚み測定	●ウレタンゴムの摩耗。 	●自然摩耗。	
	●スパイクの摩耗や欠け	●先端の平面が摩耗した時。 ●山の欠けのあるもの。  PAC 1.4mm以上になった時。 PSC 0.5mm以上になった時。	●自然摩耗、その他。	
	●スパイクの出しろ	●スパイクの出しろが1.5mm以下になった時。 	●自然摩耗、その他。	

項目	点検方法	使用限界	主な不良原因	処置
ロックレバーリンク部	ロックレバーリンク	<ul style="list-style-type: none"> ●ピン穴、リンクの変形測定  <ul style="list-style-type: none"> ●ピン穴が0.5mm以上伸びたり、曲がったりした場合。 ●異常音が発生したり、引っ掛かりが生じた場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ●オーバーロード。 ●無理な吊角度。 ●急激なショック荷重 ●オーバーロード。 ●注油不足。 	取替
	上下部ベルリンク	<ul style="list-style-type: none"> ●ピン穴の変形測定  <ul style="list-style-type: none"> ●ピン穴が0.5mm以上伸びた時。 ●異常音が発生したり、引っ掛かりが生じた場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ●オーバーロード。 ●自然摩耗。 	取替
各ボルト及びピン	<ul style="list-style-type: none"> ●軸部の摩耗や変形の測定 	<ul style="list-style-type: none"> ●0.5mm以上の摩耗や変形があった時。 	<ul style="list-style-type: none"> ●オーバーロード。 ●急激なショック荷重。 ●自然摩耗。 	取替
ばね	<ul style="list-style-type: none"> ●ロックを掛けシャックルを押した時適当な反発力があるか ●ばねの脱落や外れないか 	<ul style="list-style-type: none"> ●シャックルを押し下げた時ばねの反発力がない時。 ●目視により、ばねの曲がり折損が確認出来た時。 ●取付けピンよりばねのフック部が外れている時。 	<ul style="list-style-type: none"> ●疲労、その他。 ●急激なショック荷重。 ●疲労、その他。 	取替
カバー	<ul style="list-style-type: none"> ●変形等がないか 	<ul style="list-style-type: none"> ●変形等でカバーの動きがスムーズに動かなくなったりした時。 	<ul style="list-style-type: none"> ●打撃等による取扱い不良、その他 	取替

ALCパネル吊クランプ PAC260 定期自主点検記録

押出成型板吊クランプ PSC260

品番： _____ 最大容量： _____ 製造番号： _____ 使用開始日： 年 月 日

点検要領は前頁の点検基準を参考に行ってください。

点検年月日	点検部品名称							総合判定 (○・×)	点検者 印
	シャックル	本体	パッド	ロックレバー・リンク	上下部ベルリンク	各ボルト及びびピン	ばね		
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									
年 月 日									

記号	点検内容
レ	点検して異常がなかった
T	締付整備をして異常なし
L	注油をして異常なし
C	清掃をして異常なし
○	部品を交換して異常なし
×	使用限界を超えている

- 点検の頻度は各事業所で独自に日時を決めて定期的に行ってください。
- 上記表中の各部品の点検の結果、左表の該当する点検内容の記号を書込んで下さい。
- 点検の結果、各部品に1つでも×の項目があった場合、総合判定は×として下さい。その場合、クランプの使用は出来ません。(×の項目を修理してから再度点検を行い総合判定で○となった後、使用を再開して下さい)

株式
会社

スーパーツール

お問い合わせ、ご相談はフリーダイヤル ハロースーパーコーポ

お客様相談室 ☎ 0120-86-4859

ホームページ <http://www.supertool.co.jp/>

- | | | | | |
|--------------------------------|-----------|-------------------------------|---------------------|------------------|
| <input type="checkbox"/> 本社・工場 | 〒599-8243 | 大阪府堺市中区見野山158番地 | TEL.072-236-5521(代) | FAX.072-236-5785 |
| <input type="checkbox"/> 大阪支店 | 〒599-8243 | 大阪府堺市中区見野山158番地 | TEL.072-236-5526(代) | FAX.072-236-3817 |
| <input type="checkbox"/> 東京支店 | 〒142-0041 | 東京都品川区戸越3丁目4-18
ゴールドステージビル | TEL.03-5750-2341(代) | FAX.03-5750-2347 |
| <input type="checkbox"/> 名古屋支店 | 〒460-0026 | 名古屋市中区伊勢山1丁目2-4 | TEL.052-323-0701(代) | FAX.052-323-0720 |
| <input type="checkbox"/> 札幌 | 〒003-0029 | 札幌市白石区平和通3丁目北4-20 | TEL.011-864-3581 | FAX.011-864-3590 |
| <input type="checkbox"/> 仙台 | 〒984-0831 | 仙台市若林区沖野2丁目8-5 | TEL.022-294-1922 | FAX.022-285-1513 |
| <input type="checkbox"/> 新潟 | 〒950-0855 | 新潟市東区江南2丁目6-2 | TEL.025-287-5353 | FAX.025-287-6003 |
| <input type="checkbox"/> 広島 | 〒733-0012 | 広島市西区中広町2-14-27 | TEL.082-293-5570 | FAX.082-293-5531 |
| <input type="checkbox"/> 福岡 | 〒812-0016 | 福岡市博多区博多駅南3-10-23 | TEL.092-431-1897 | FAX.092-431-1909 |